

国会公契第 22 号
令和 2 年 12 月 25 日

各地方整備局長 殿

国土交通事務次官
(公印省略)

「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」の一部改正について

「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和 59 年 3 月 29 日付け建設省厚第 91 号)の一部を改正したので、遺漏なきよう措置されたい。